

# 茨城国語教育学会会則

(名称) 第一条 本会は、茨城国語教育学会と称する。

(目的) 第二条 本会は、国語教育・国語学・国文学・漢文学・書道に関する研究の推進と会員相互の親和を図ることを目的とする。

(事業) 第三条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、研究会、講演会の開催
- 二、機関誌等の発行
- 三、その他必要な事業

(会員) 第四条 本会の会員は次の通りとする。

## 一、正会員

茨城大学教育学部学校教育教員養成課程教科教育コース言語・社会教育系国語選修の卒業生、茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教科領域コース（国語）の修了生で、本会の趣旨に賛同し入会を希望する者、また茨城大学教育学部国語教育教室所属（在籍）教員、同附属学校国語科担当（研究部）教員をもって正会員とする。ただし右の所属名称については、茨城大学の教育組織等の改編に伴う改称以前の旧名称を含むものとする。

また、その他本会の趣旨に賛同し入会を希望する者は正会員とすることができる。

一度正会員となった者は、所属の変更等によっても正会員資格を失わないものとする。

## 二、準会員

茨城大学教育学部学校教育教員養成課程教科教育コース言語・社会教育系国語選修に在籍する学生、茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教科領域コース（国語）に在籍する大学院生、茨城大学教育学部国語教育教室教員の指導する研究生等を、準会員とする。

また、茨城大学教育学部・大学院教育学研究科における右以外のコース等に在籍する学生・大学院生で希望する者は準会員とすることができる。

(役員) 第五条 本会に左の役員を置く。

会長 一名

評議員 若干名

委員（編集・会計・庶務） 若干名

監査 若干名

第六条 会長は会を代表し、必要に応じ役員会を招集する。

評議員は必要事項を審議する。

委員は会務を執行する。

会長・評議員・委員は役員会を構成し、本会の運営にあたる。

監査は会計の監査にあたる。

第七条 会長は茨城大学教育学部国語教育教室所属教員から、総会において選出する。

評議員・委員・監査は会員の中から会長が委嘱する。

(任期) 第八条 役員の内任期は一年とし、再任を妨げない。

(顧問) 第九条 本会に顧問を置くことができる。顧問は本会の運営について指導助言を行う。

(総会) 第十条 本会の総会は、会長が招集し、年一回開くものとする。

(会計) 第十一条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第十二条 本会への入会金は二千円とし、正会員としての登録時においてこれを納入する。

準会員においては入会金を必要としない。

第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる。

(事務局) 第十四条 本会の事務局は、茨城大学教育学部国語教育教室所属教員研究室内に置く。

(会則変更) 第十五条 本会会則の変更は、総会の議を経るものとする。

付 則 本会会則は、昭和五十六年二月二十二日より施行する。

平成十五年十一月、一部改正する。

令和五年二月二十日、一部改正する。